

佐賀県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 後の別
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字二本 黒木四一二八番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町石動字一本 松一六三〇番地先まで	後 二〇・六 一・六
	三養基郡上峰町大字堤字二本 黒木四一二八番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町石動字一本 松一六三〇番地先まで	前 一・八 六・一
		幅員 メートル
		延長 メートル